

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）について

1. 給付の概要

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、児童手当受給者相当の所得の子育て世帯に対して、**対象児童1人当たり5万円**の臨時特別給付金を支給するもの。

2. 支給対象者

- ①【申請不要】令和3年9月分の児童手当の受給者（可能な限り年内に給付）
- ②【原則申請必要】高校生等を養育している者であって児童手当の本則給付相当の受給者である者並びにそれに準ずる者（施設設置者等を含む。）
- ③【申請必要】令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者

3. 対象者数概算

①児童手当受給者＋同居する高校生	24,800人（15,000世帯）
②高校生相当＋公務員が養育する中学生までの児童	9,950人（6,000世帯）
③新生児	750人（750世帯）
計	35,500人（21,750世帯）

4. 給付スケジュール

①児童手当受給世帯【申請不要】

令和3年12月7日（火）頃 案内発送

受け取りを辞退する者からの申請を受付

令和3年12月27日（月）頃 支給

②及び③高校生相当世帯、公務員世帯、新生児世帯

令和4年1月上旬 案内発送・申請受付

令和4年1月下旬以降 随時支給

5. 予算措置について（全額国庫負担）

令和3年度12月補正予算（その2）

事業費 1,775,000千円（50,000円×35,500人）

事務費 15,000千円

計 1,790,000千円

6. その他

来春の卒業・入学時に向けて、子育てにかかる商品やサービスに利用できる児童1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付については、実施する方策を国が検討中